

平成27年2月16日

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会

ガイドライン案について

日本盲人会連合 猪平眞理

以下に意見を述べさせていただきます。

○ 放課後等デイサービスガイドライン案について

① 本ガイドラインご提示の当初から気になっていた件でしたが、最終期になって恐縮です。

このガイドラインの「生活能力の向上のために必要な訓練」等に使われる訓練の用語につきまして、「指導」のみ、あるいは「支援、指導」、「支援」、「練習」等に置き換えられないかと思っております。

この訓練という用語は、**training** の意味だと思いますが、一方で、「子どもの主体性が尊重されない機械的な反復練習」とのイメージもつきまとい、このガイドラインで示す虐待防止の足を引っ張ることにならないかとの懸念を抱いています。

改めて申し上げることではないかもしれませんが、特別支援学校では、教育課程に通常の学校教育に準ずる教育として各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等、(知的障害者を教育する特別支援学校の場合は、教科等の目標・内容を障害の状態に対応できるように設定)と、それに加えて障害の状態を改善・克服するための特別の指導をするために「自立活動」の領域が設けられています。

この自立活動は昭和 46 年 (1971 年) から当時の特殊教育諸学校の教育課程に位置づけられ、当初は「養護・訓練」の名称でした。それが平成 11 年 (1999 年) 3 月の学習指導要領の改訂によって「自立活動」と変更され、児童生徒の障害による様々な活動の制約を改善して自立を目指すという積極的な意味が伝わるようにされた経緯があります。

訓練という語にある「機械的な繰り返しの練習」「隷属的な反復練習」のイメージが想起されることを避ける意味があったからだと思います。

本ガイドラインには訓練への具体的な説明もありますが、放課後デイの対象者は学齢期の子どもが主体で、学校との連携が必須の事業であり、用語を共有することも大切かと思われまます。検討をお願いしたいと思います。

② P.11、14 行目 P.23、3 行目 P.25、7 行目 は「障害種別、障害特性に応じた」として障害種別を入れて欲しい。

③ P.30、15 行目 「視覚障害や聴覚障害等の障害特性に応じて、」は 障害種別ではないか。

○ 評価表について

ご提案の趣旨には賛同致します。以下は気になった箇所です。

① 保護者等向け⑮ 及び、事業者向け評価表⑳：文章の修正案として、「子どもや保護者からの苦情について迅速かつ適切に対応し、体制を整備するとともに、保護者等に周知しているか」ではどうか。

② 事業者向け㉑ 意思 → 医師